

3. 1 1 メモリアルネットワーク 規約

(名称)

第1条 本会は、3. 1 1 メモリアルネットワークと称し、英語名で 3.11 Memorial Network と表記する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、公益社団法人 3.11 みらいサポート（石巻市中央二丁目8番2号）に置くこととする。

(目的)

第3条 本会は、東日本大震災の経験を根底に据え、教訓の伝承に関わる個人・団体・拠点施設が地域や世代を超えてネットワークでつながり、過去に向き合い未来へ備える意識を全国、世界と共有しながら、次のことに取り組む。

- 一、災害で命が失われない社会の実現に貢献する
- 二、被災者や被災地域の苦難を軽減し、再生に向かうことのできる社会の実現に貢献する

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 震災伝承、防災・減災活動の連携、調整
- (2) 震災伝承、防災・減災活動の企画、評価
- (3) 震災伝承、防災・減災人材の育成
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種からなる。

- (1) 個人会員：本会の目的に賛同し、所定の入会申込書により参加を申し込んだ個人とする。
本人が総会における議決権、理事推薦の投票権および被投票権を有する。
 - (2) 登録団体：本会の目的に賛同し、共に事業を実施するため、所定の団体登録申請書により参加を申し込んだ団体とする。該当団体の構成員は誰でも総会に参加でき、かつ議決権を有するが、理事推薦の投票権および被投票権は有しない。登録団体からは、1名以上の個人会員の参加を必要とする。
- 2 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。
 - 3 会員は、年会費を2年分以上滞納したときは会員資格を失う。

(年会費)

第6条 本会の活動に必要な経費に充てるため、個人会員および登録団体は、年会費を納入しなければならない。

個人会員：1,000円（但し、高校生以下は無料とする） 登録団体：5,000円

(総会)

第7条 本会は、全会員で構成される総会を置く。

2 総会は、役員会の決定に基づき開催する。

3 総会は、次の事項について審議する。

(1) 規約の変更

(2) 理事推薦投票の実施

(3) 監事の選任

(4) 事業報告、決算報告の承認

(5) 合併、解散等の組織改編および残余財産の処分

(6) 役員会での審議事項の共有、推進

(7) 会員の除名および役員解任

(8) その他必要事項

4 総会は、全会員の2分の1以上の出席により開催され、その決議は出席した会員の過半数をもって行う。ただし、書面又は電磁的方法で委任状を提出した会員は、出席者とみなす。

5 議長は代表が務める。

6 臨時総会を開くことができる。

(部会)

第8条 本会は、第4条に定める事業を実施するため随時部会を設置することができる。

2 部会の設置は役員会の承認を得るものとする。

3 部会長は部会メンバーの互選により決定する。

(役員)

第9条 本会は理事10名程度、監事2名を置き、理事から代表1～2名(2名の場合は共同代表)、副代表1～2名を決定する。

2 役員は無報酬とする。ただし、実務に伴う実費を弁償することができる。

3 理事は、総会で選出する。任期は2年とし、再任を妨げない。

4 理事候補については、会員に総会前に自薦、他薦を募り、事務局が総会提出案を作成する。

5 理事選出後、速やかに役員会を開催し、互選により代表、副代表を選出する。いずれも任期は2年とし、再任を妨げない。

6 個人会員は、総会前に、理事への自薦、他薦を申し出ることができるが、他薦の場合は、予め本人の了承を得るものとする。

7 監事は、代表が推薦し、総会に出席した個人会員の過半数の賛成により選任する。

(役員の仕事・権限)

第10条 理事は、次の職務を行う。

(1) 役員会への出席

(2) 行政、他団体等との調整・連携業務

- (3) 伝承・防災活動の企画・発信・評価
- (4) 伝承・防災活動を担う役員候補および事務局員の育成
- 2 代表は、本会を代表して会務を総括する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときまたは代表が欠けたときは職務を代行する。
- 4 監事は、理事の職務執行を監査し、各事業年度にかかる事業報告および決算報告等を監査し、監査報告を作成する。
- 5 理事又は監事が定数に足りなくなるときは、すみやかに後任を選任する。
任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 代表、副代表は、事務局法人の正会員に入会してその運営に参画し、その場合の正会員費は本会が負担することができる。

(役員会)

第11条 本会は、全役員で構成する役員会を置く。

- 2 役員会は、原則として毎月開催する。
- 3 役員会は、半数以上の理事の出席で成立するものとする。
- 4 役員は、WEB 会議等の方法をもって役員会に出席することができる。
- 5 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会の開催日時、議事
 - (2) 代表、副代表の選任
 - (3) 事業計画・予算案
 - (4) 事業報告書案、決算報告書案
 - (5) 規程の制定・改廃
 - (6) 顧問、アドバイザーの選任および解任
 - (7) 新規部会設置の承認
 - (8) 外部委員会への基金の現状報告、審査依頼
 - (9) その他必要事項
- 6 会議の決議は出席した理事の過半数をもって行う。
ただし、役員会への理事出席が半数に満たなかった場合、後日メール等により欠席理事も含めて過半数の賛同を得る手続きを経て、出席理事による審議結果を決議したものとすることができる。
- 7 議長は代表が務める。

(顧問・アドバイザー)

第12条 本会に、顧問、名誉顧問およびアドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問および名誉顧問は、代表が推薦し、役員会で選任される。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 アドバイザーは、行政機関、学術研究機関等から代表が推薦し、役員会で選任される。

- 4 顧問、名誉顧問およびアドバイザーの構成員は誰でも総会等に参加し、意見・助言を述べることができる。

(除名・解任)

第13条 会員、役員、顧問およびアドバイザーが次のいずれかに該当した場合は、総会の決議によって除名・解任することができる。

- (1) 当ネットワークの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (2) 自己が反社会的勢力、反社会的勢力の支配・影響を受けていることおよび所属団体の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者であることが判明したとき。
- (3) その他除名・解任すべき正当な事由があるとき。

(基金)

第14条 本会の事務局を務める法人は、本会の名称を伴う基金を設けて寄付金を公募し、外部委員会による使途の審査を経て、その基金から本会の登録団体等に補助することができる。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告書および決算)

第16条 役員会は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(設立年月日)

第17条 本会の設立年月日は、平成29年11月17日とする。

(その他)

第18条 本規約に定めのない事項は、代表が役員会に諮り別に定める。

附則 本規約は、平成29年11月17日より施行する。初年度は平成29年11月17日から平成30年3月31日までとする。

附則2 本改定規約は平成29年12月4日より施行する。

附則3 本改定規約は平成30年1月19日より施行する。

附則4 本改定規約は平成30年12月9日より施行する。

附則5 本改定規約は平成31年4月1日より施行する。

附則6 本改定規約は令和元年6月15日より施行する。

附則7 本改定規約は令和2年6月20日より施行する。